

国立大学法人東京外国語大学の役員員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当において、国立大学法人評価委員会等が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて学長が定める額を増減できることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 { 国家公務員の給与改定に準拠し、以下の改定を行った。
 ・平成22年12月1日より、本給月額を約0.2%引き下げた。
 ・年間の期末特別手当の支給総額を0.15月分引き下げた。

理事 { 法人の長に同じ

理事(非常勤) { 改定なし

監事 { 該当なし

監事(非常勤) { 改定なし

2 役員員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	17,965	11,884	4,655	1,426 (地域手当)			
A理事	14,364	9,376	3,672	1,125 (地域手当) 191 (通勤手当)			
B理事	14,373	9,376	3,672	1,125 (地域手当) 199 (通勤手当)			◇
C理事 (非常勤)	3,600	3,600		()			
A監事 (非常勤)	3,000	3,000		()	4月1日		
B監事 (非常勤)	3,000	3,000		()	4月1日		

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:地域手当とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注3:「前職」欄の「◇」は役員出向者(独立行政法人等役員となるために退職した者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

総人件費改革の進捗状況を踏まえ、学内で年度当初に決定された予算の範囲内で運用。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を参考にしつつ、中長期的な財政状況を踏まえて、人件費予算の範囲内で決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績や本学に対する貢献度、教育、研究、社会貢献等への功績を総合的に評価し、職員の昇給、昇格、降格及び6月期と12月期の勤勉手当の増額、減額を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日の基準日のそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び前年の人事評価を考慮し、それぞれ支給割合を決定する。
昇給	1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて決定する。昇給させるか否か及び昇給させる場合の号数は、前1年間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号数を4号(事務・技術職基本給表の適用を受ける職員でその級が7級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの)にあつては、3号)とすることを標準として、本学が定める基準に従い決定するものとする。
昇格・降格	昇格: 特に勤務成績が優秀で、かつ法人が定める一定の経験年数を有している者は上位の職務の級に決定することができる。 降格: 勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

平成22年4月より職員就業規則の改正に伴い、教員の選択定年制を導入し、平成22年度については、定年年齢を満63歳又は満64歳のいずれかの年齢を選択することとし、選択定年制の者については、昇格、昇給はしないこととし、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当等を不支給とした。

国家公務員の給与改定に準拠して、以下の改正を行った。(平成22年12月実施)

- ・若年層を除き、基本給月額を0.1%(管理職層については0.2%)引き下げるとともに、平成18年給与改正に伴う基本給の経過措置額の算定基礎となる額についても同様に引き下げを行った。
- ・55歳を超える職員(事務・技術職基本給表5級以下、教育職基本給表4級以下の職員を除く。)について、基本給、管理職手当の支給額を1.5%引き下げた。
- ・年間の期末・勤勉手当の支給総額を0.2月分引き下げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	280	48.7	8,507	6,294	172	2,213
事務・技術	81	42.1	5,868	4,438	179	1,430
教育職種 (大学教員)	196	51.4	9,562	7,033	170	2,529
指定職種	2					
その他の医療職種 (看護師)	1					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	9	49.9	8,014	5,938	123	2,076
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
教育職種 (外国人教師等)	9	49.9	8,014	5,938	123	2,076
再任用職員	4	62.0	4,258	3,616	203	642
事務・技術	4	62.0	4,258	3,616	203	642
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
非常勤職員	該当者なし					
事務・技術						
教育職種 (大学教員)						

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員の「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注3: 常勤職員の指定職種については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注4: 常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注5: 「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」は、全区分について該当者がいないため欄を省略した。

〔年俸制適用者〕

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	うち賞与
非常勤職員	26	41.1	4,449	4,434	114	15
事務・技術 (特任職員)	8	44.9	3,232	3,184	95	48
教育職種 (特任教員等)	18	39.4	4,990	4,990	123	0

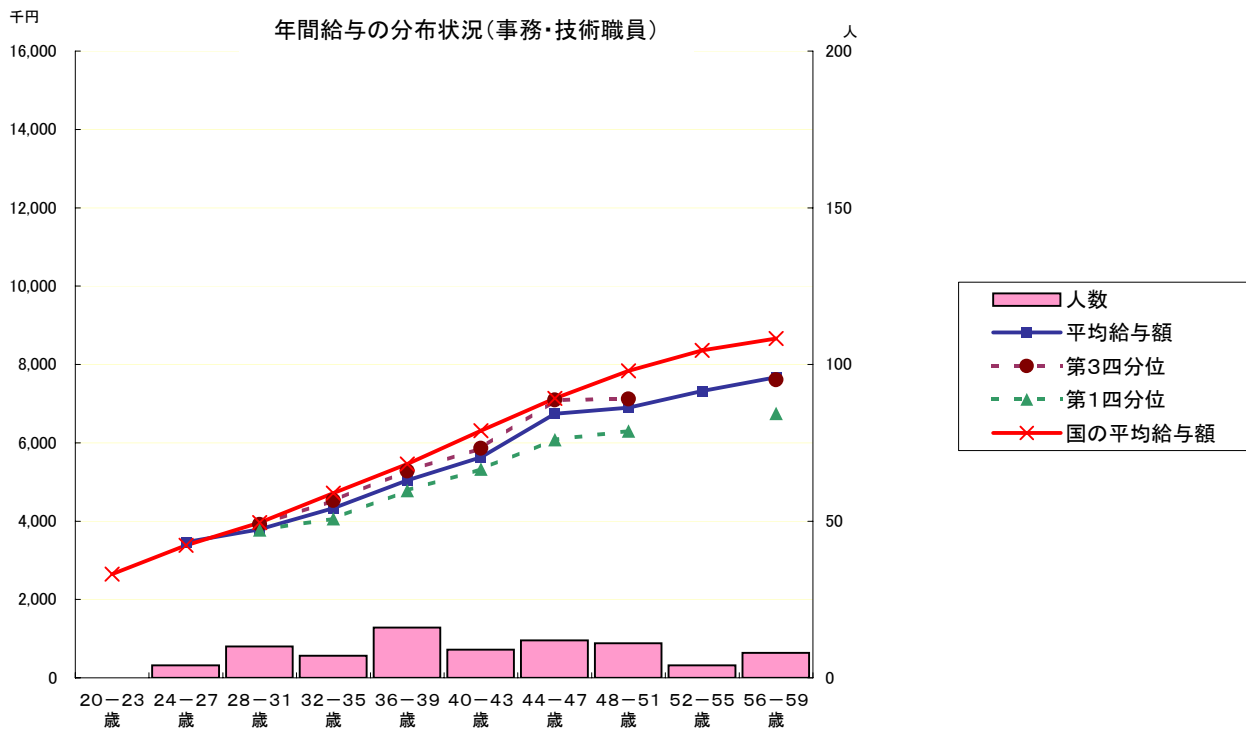
注1: 非常勤職員(年俸制)については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 「事務・技術(特任職員)」とは、本学が認める特定のプロジェクト等において、当該事業にかかる管理・運営業務に、専属的に一定の期間従事する者をいう。

注3: 「教育職種(特任教員等)」とは、本学が認める特定のプロジェクト等において、教育、研究に専属的に一定の期間従事する者をいう。

注4: 常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員については、該当者がいないため、記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下⑥まで同じ。

注2:年齢24～27歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注3:年齢52～55歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

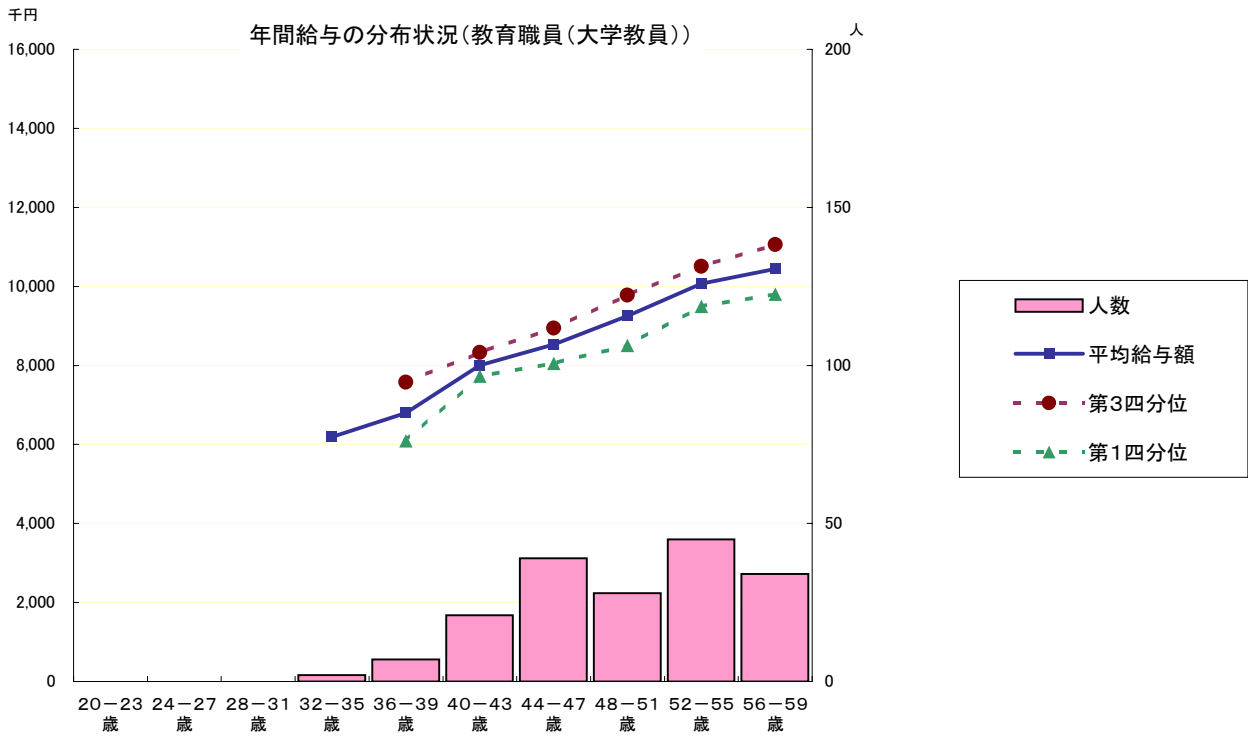
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
		千円	千円	千円
代表的職位	人	歳	千円	千円
企画調整役	1	—	—	—
課長	5	51.1	7,982	8,424
課長補佐	13	48.9	6,911	7,422
係長	32	44.0	5,150	5,854
主任	10	43.0	4,532	5,325
係員	20	31.1	3,502	4,004

注1:「企画調整役」は部長相当職である。

注2:「課長」には、課長相当職である「主幹」を含む。

注3:「課長補佐」には、「室長補佐」及び「専門員」を含み、「係長」には、「専門職員」を含む。

注4:企画調整役の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



注:年齢32~35歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
教授	110	55.4	9,799	10,376	10,884
准教授	77	46.9	7,957	8,321	8,635
講師	8	40.5	6,095	6,597	6,546
助教	1	—	—	—	—

注:助教の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐
人員 (割合)	81	5 (6.2%)	18 (22.2%)	35 (43.2%)	15 (18.5%)	5 (6.2%)
年齢(最高 ～最低)		28 24	46 28	59 35	58 38	59 45
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,781 2,496	3,639 2,623	5,214 3,419	5,604 4,006	6,745 5,153
年間給与 額(最高～ 最低)		3,616 3,301	4,797 3,502	6,946 4,530	7,578 5,442	8,748 6,969

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	企画調整役	事務局長 企画調整役	事務局長	事務局長
人員 (割合)		2 (2.5%)	0 (%)	1 (1.2%)	0 (%)	0 (%)
年齢(最高 ～最低)		}	}	}	}	}
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}	}	}	}	}
年間給与 額(最高～ 最低)		}	}	}	}	}

注:6級及び8級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	196	該当なし (%)	1 (0.5%)	8 (4.1%)	77 (39.3%)	110 (56.1%)
年齢(最高 ～最低)		}	}	56 34	63 39	63 46
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}	}	5,940 4,319	7,144 5,066	9,333 6,357
年間給与 額(最高～ 最低)		}	}	7,942 5,846	9,678 6,917	12,817 8,789

注:2級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.3	64.6	63.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.7	35.4	37.0
	最高～最低	48.2～33.9	47.6～29.6	47.9～33.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.4	67.0	65.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.6	33.0	34.7
	最高～最低	41.6～33.6	38.4～29.6	38.5～31.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.3	65.7	64.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.7	34.3	36.0
	最高～最低	44.6～34.1	41.0～30.7	42.8～32.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.9	67.6	65.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.1	32.4	34.2
	最高～最低	41.6～33.3	38.4～30.0	40.0～31.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

91.3

対他の国立大学法人等

104.8

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

103.1

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	91.3
	参考	地域勘案 92.0
		学歴勘案 90.7
	地域・学歴勘案	91.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 58.5% (国からの財政支出額 3,562,540千円、支出予算の総額 6,085,576千円：平成22年度予算) 【検証結果】 支出予算の総額に占める国の財政支出の割合が50%以上であるが、累積欠損はなく、対国家公務員指数及び参考指数(地域勘案、学歴勘案及び地域・学歴勘案)は全て100未満であることから、給与水準は適正であると考えられる。	
講ずる措置	引き続き人事院勧告に準拠した給与制度を推進しながら給与水準の適正化を行い、総人件費の抑制を図っていくとともに、適正な財政支出に努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

98.7

注:上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	2,752,655	2,843,608	△ 90,953 (△3.2)	- (-)
退職手当支給額 (B)	102,517	356,604	△ 254,087 (△71.3)	- (-)
非常勤役職員等給与 (C)	879,843	869,693	10,150 (1.2)	- (-)
福利厚生費 (D)	402,687	385,014	17,673 (4.6)	- (-)
最広義人件費 (A+B+C+D)	4,137,702	4,454,919	△ 317,217 (△7.1)	- (-)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「11 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- ① i) 給与、報酬等支給総額が対前年度比3.2%減となった要因
- ・定員削減、欠員等による支給人数の減及び国家公務員の給与改定準拠に伴う基本給、期末勤勉手当等の減額。
- ii) 最広義人件費が対前年度比7.1%減となった要因
- ・教員の選択定年制導入による退職者数の減による退職手当支給額の減少。
- ② 人件費削減の取組に関する事項
- i) 中期目標:「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
- ii) 中期計画:「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	3,328,774	2,952,715	3,044,093	2,943,973	2,843,608	2,752,655
人件費削減率 (%)		△ 11.3	△ 8.6	△ 11.6	△ 14.6	△ 17.3
人件費削減率(補正值) (%)		△ 11.3	△ 9.3	△ 12.3	△ 12.9	△ 14.1

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし